

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年7月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500051号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500011号

第1 結論

昭和55年4月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
国民年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年4月から昭和56年3月まで

私は、夫の請求期間に係る国民年金保険料を納税組合もしくは婦人会を通じて納付していたので、調査の上、夫の国民年金保険料納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は12か月と短期間である上、訂正請求記録の対象者は、請求期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みであり、請求期間の前後を通じて仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、請求期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、訂正請求記録の対象者は、請求期間及び国民年金の被保険者資格を死亡喪失した昭和58年*月時点において、納付期限が到来していない同年4月以外の国民年金加入期間については、国民年金保険料が納付済み又は免除であり、保険料の未納期間はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500050 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500012 号

第 1 結論

平成 21 年 10 月から平成 24 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 10 月から平成 24 年 2 月まで

私は、平成 21 年 10 月頃に、A 区役所で同年 10 月から平成 24 年 2 月までの国民年金保険料を全額免除するための申請手続を行ったが、全額免除の記録になっていない。調査の上、請求期間について、保険料の全額免除の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求者は、平成 10 年 * 月 * 日に、厚生年金保険被保険者台帳記号番号を基礎年金番号として付番され、国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間において国民年金保険料の免除申請手続を行うことは可能である。

しかしながら、請求期間は、平成 14 年 4 月以降の国に収納事務が一元化された後のものであり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難く、オンライン記録において、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を全額免除するための申請手続を行っていたことを確認することができない。

また、A 区役所及び B 市役所の担当者は、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる資料等はないと述べている上、請求者が請求期間について保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者から聴取しても保険料免除の承認に係る記憶が明確でなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。